

平成 27 年度第 2 回平塚市建築審査会 会議録

開催日時	平成 27 年 9 月 14 日 ( 月 ) 午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分まで			
開催場所	平塚市役所 本館 7 階 710 会議室			
出席者	委員	中込会長職務代理、石原委員、梶委員、高橋委員		
	処分庁	まちづくり政策部 難波部長 建築指導課 渡邊課長、武井課長代理、榎本主査		
	事務局	まちづくり政策課 小野間課長、熊澤課長代理、高橋課長代理、 加藤主任、道間主事補		
欠席者	委員	杉本会長		
開催形態	公開	一部公開	非公開	傍聴者 無
会議録署名委員	杉本会長、中込会長職務代理、高橋委員			
会議内容	<p>1 開会</p> <p>会長が欠席のため、中込委員が会長職務代理を務める。 事務局から委員の出欠状況について 4 名の出席を報告。</p> <p>事務局より委員過半数以上の出席のため本会は成立する旨を報告。</p> <p>2 議事</p> <p>議案 1 建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可に係る包括同意基準に基づく報告について ( 2 件 )</p> <p>特定行政庁から資料により案件の概要を説明。( 議案 1 - )</p> <p>委員質疑 協定道路とは何か。 処分庁回答 空地の土地所有者や使用者等の関係者により当該空地を通行の用に供することや、維持管理をすることについて、書面にて協定が結ばれた道路状の空地を指します。</p>			

委員意見

近年、工業地域に住民が住むことによって、周辺に代々工業を営む事業者が撤退に追いやられてしまう場合があるが、それについて市ではどうお考えか。

処分庁回答

工業系の地域であっても用途上、住宅を建てることができますので、それについて制限をかける等することは市としてはできないのが現状です。

ただ、地元の方にはなるべくご理解いただくようお話はさせていただいております。

議案 2 建築基準法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書許可に係る包括同意基準に基づく報告について ( 1 件 )

特定行政庁から資料により案件の概要を説明。

議案 3 平塚都市計画高度地区の運用基準及び平塚市総合設計許可基準の包括同意基準の承認について

本案件については承認されました。

「会議等の公開に関する指針」の規定により、会議録は非公開とします。

3 その他  
報告事項 建築基準法の一部改正に伴う平塚市建築審査会条例の改正について

「会議等の公開に関する指針」の規定により、会議録は非公開とします。

4 閉会

以 上